

魚沼地区障害福祉組合監査委員条例

平成3年12月7日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第195条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員)

第2条 監査委員の協議により、代表監査委員を選任する。

2 代表監査委員の任期は、当該委員の任期とする。

(請求又は要求による監査)

第3条 監査委員は、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項、第7項若しくは第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、速やかに監査に着手しなければならない。

(請願の処理)

第4条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、60日以内に処理しなければならない。

(定例監査)

第5条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を管理者に通知しなければならない。

(財政援助を与えているもの等に対する監査)

第6条 監査委員は、法第199条第7項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を当該監査を受ける者に通知しなければならない。

(決算等の審査)

第7条 監査委員は、法第233条第2項若しくは第241条第5項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、60日以内に意見を付けて管理者に送付しなければならない。

(現金出納の検査)

第8条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月20日からその月の末日までの間に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(公金の収納等の監査)

第9条 監査委員は、法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を指定金融機関に通知しなければならない。

(公表の方法)

第10条 監査委員の行う公表は、魚沼地区障害福祉組合公告式条例(昭和42年魚沼地区精神薄弱児収容施設組合条例第2号)第2条第2項の規定により行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月20日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月25日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の魚沼地区障害福祉組合監査委員条例によって行った手続その他の行為は、この条例によって行ったものとみなす。